



屋外広告物を適切に 設置・管理しましょう

9月1日から10日までは「屋外広告物適正化旬間」です。
屋外広告物の設置や管理について、ルールを知っておきましょう。



屋外広告物の設置には許可申請が必要です

会社や店舗の外に設置する看板やポスターなどを屋外広告物といいます。屋外広告物は、まちの景観ににぎわいを与える一方で、過剰に設置すれば景観を損ねることもあります。

自己の店舗名や事務所名、営業内容を表示する広告物を設置する場合、三重県屋外広告物条例で定める許可申請が必要です。

また、設置を行う屋外広告業者は三重県知事の登録が必要です。屋外広告物の設置を依頼する場合は、登録を受けていることを確認してください。

わたしたちのまちを安全で住みよいまちにしていくためにも、屋外広告物の大きさや高さ、点検などのルールを守りましょう。



壁面広告



広告板



屋上広告

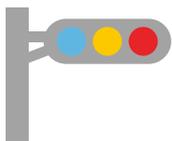


突出広告

禁止地域

原則、屋外広告物の設置が認められない地域として「禁止地域」を定めています。この地域内では、自家用広告物や道標など、限られた広告物の設置のみ許可します。

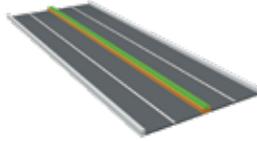
このような場所には屋外広告物は設置できません



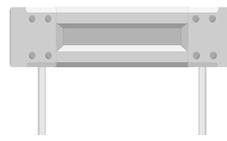
○信号機



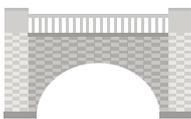
○道路標識



○道路の分離帯



○ガードレール



○橋りょう



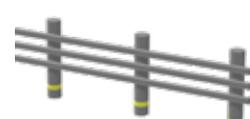
○歩道橋



○トンネル



○街路樹



○歩道柵 など

屋外広告物による危険な事故を防ぎましょう

全国的に屋外広告物の落下や倒壊による事故が発生しています。屋外に設置されている広告物は、時間の経過とともに部材の腐食、ゆるみ、亀裂などが発生し、危険な状態になることがありますので、広告物の設置者や管理者は、定期的な点検や修繕を行い、適切に広告物を管理しましょう。

詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください。都市計画課へお問い合わせください。

市ウェブサイト
「屋外広告物を掲示するには」



ページ番号1006577